

2025 年 5 月 20 日

2025 年度 海外における営業秘密漏えい対策支援事業
事業概要・応募要領

日本貿易振興機構（ジェトロ）知的財産課

日本貿易振興機構（ジェトロ）は、経済産業省受託事業として中国、タイ、ベトナム、インドネシアにおいて「海外における営業秘密漏えい対策支援事業」を実施します。

事業概要や応募要領は下記のとおりです。

記

1. 事業目的

海外ビジネスを展開するにあたって、自社の経営や技術に関する情報を守ることは極めて重要です。とりわけ海外拠点では、ひとたび流出・漏えいが発生したら取り返しがつかず、企業に深刻な被害をもたらす「営業秘密」の保護を図るためには、限られた人的資源や予算制約のあるなかで、異なる商習慣や労働市場の流動性、取引先の管理体制の相違等に考慮して対応する必要がある あります。

本事業は、日本企業の中国、タイ、ベトナム、インドネシアの現地拠点における営業秘密管理体制導入の促進を目的とし、現地の専門家による各種コンサルテーションや社員向けの研修を実施します。また、広く導入事例を公表し、日本企業におけるナレッジの共有を図ります。

2. 事業概要

本事業では、後述の「専門家による管理職向けコンサルテーション」と「(B) 専門家による管理職・社員向け研修」2 種類のサービスを、面談（WEB 会議を含む）・電話・メールを通じて提供します。また、コンサルテーション及び研修の終了後にフォローアップ面談を行います。

なお、本事業終了後（営業秘密管理体制導入後）、ジェトロウェブサイト等を通じてサービス利用事例として紹介をさせていただく場合がございます。

(A) 専門家による管理職向けコンサルテーション

営業秘密管理体制の導入を目的として管理職の方を対象に、営業秘密の特定や管理状況のチェックから、社内規定や管理体制の導入に至るまで、ジェトロがリテイニングしている現地事情に通じた専門家（現地の法律事務所等）より、コンサルテーションサービスを無料にて提供します。

なお、コンサルテーション可能な項目は、別紙「海外における営業秘密漏えい対策支援事業ジェトロの提供するサービス内容」を参照ください。

(B) 専門家による管理職・社員向け研修

ジェトロがリテインしている現地専門家より、営業秘密の重要性や法的責任等について、社内向けの研修を実施します。

3. 支援対象

- ①日本企業：中国、タイ、ベトナム、インドネシアに現地法人・工場・駐在員事務所を有することを予定している日本企業
- ②現地拠点：上記①の国・地域における、日本企業の出資を受ける現地法人または日本企業の工場・駐在員事務所¹

4. 応募条件

上記支援対象に該当する日本企業、または日本企業の出資を受ける現地法人または日本企業の工場・駐在員事務所であることに加え、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 現地拠点に対するサービス提供を日本側（日本企業）から申請する場合、当該現地拠点が本サービスを受けることを希望していること。
- ・ 日本企業において、国内の営業秘密管理体制構築の経験があること²。
- ・ 事業終了後、ジェトロウェブサイトなどでの本事業の広報（事例紹介など）に協力することに同意すること。

5. 支援時間・期間

- ・ 1 社あたりの専門家によるコンサルテーションの時間は、1 カ国・地域につき 23 時間までとします。
- ・ 上記時間は、面談（WEB 会議を含む）・電話・メール等での対応、契約書、規則類 のレビュー、資料作成、研修会での講演、支援後のフォローアップ面談の時間を含み、専門家の出張に要する時間は含まないものとします。
- ・ 支援期間について、採択後から 2026 年 2 月 6 日（金）までとします。

6. お申し込みから、採択、サービス提供までの流れ

（お申し込み）

¹サービス提供の態様に応じて、現地拠点だけでなく日本企業の管理職・社員も研修・コンサルテーションに参加可能です。

所定の申請書に必要事項をご記入いただき、ご捺印のうえ、ジェトロ知的財産課宛てに PDF ファイルをメールにてご提出ください。

なお、お申し込み順に審査を進め、順次採択します。予定採択件数に達した時点でお申し込みを締め切りますので、お早めにお申し込みください。

（採択について）

「申込書」受領後、ジェトロより受領確認のご連絡をいたします。その後、適宜、営業秘密管理体制導入の検討状況等をお伺いし、申請要件を満たしているかなどの審査を行ったうえで、改めて採否のご連絡をいたします。

なお、採択件数は、中国、タイ、ベトナム、インドネシアの 4 カ国・地域 で計 15 件程度を予定しています。

（採択後）

保有情報リスト（様式 1）及び情報管理体制セルフチェックシート／専門家コメントシート（様式 2）にご記入の上、ジェトロに提出ください。

（サービス提供までの流れ）

リテイン専門家よりご連絡のうえ、「ジェトロの提供するサービス内容」を基に本事業のサービス内容を説明させていただきます。提出いただいた保有情報リスト及び営業秘密管理体制セルフチェックシート／専門家コメントシートに基づき、専門家と協議のうえ依頼内容の選定と、想定される必要時間数の確認をお願い致します。その後、本事業の利用者、ジェトロ、専門家にて、サービス内容の詳細及び実施時期を確定のうえ実施します。

7. 費用

本事業に基づきジェトロが提供するサービスについては無料です。その他、各社にて営業秘密管理のために必要となる社内措置の導入に係る費用については、各社にてご負担をお願いいたします。

8. お問合せ・お申込み先

日本貿易振興機構（ジェトロ） 知的財産課

担当：井上、麓（ふもと）、河野、市原

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

電話番号 03-3582-5198

Email: CHIZAI@jetro.go.jp

以上